

令和5年6月27日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会
委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査について、第6期産業厚生委員会の課題について次期委員会へ引き継ぐこととした。また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。
その他で、路線バスとごみ処理施設更新の経過について、堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備の進捗状況等について、魚沼市立地適正化計画の改定について、有機センター発酵槽棟臭気除去装置設置の効果等の測定結果について、小出まちなかエリアにぎわい創出ワークショップ等の実施について、株式会社ユピオの解散について及び市内スキー場の存続方針に向けた経過等について執行部から報告を受け質疑を行った。

産業厚生委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 4号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書
- (2) 議案第 52号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- (3) 議案第 55号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- (4) 議案第 56号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- (5) 議案第 57号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- (6) 議案第 58号 財産の取得について（小出スキー場圧雪車）
- (7) 議案第 59号 財産の取得について（須原スキー場圧雪車）
- (8) 議案第 60号 四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の変更について
- (9) 議案第 61号 旧堀之内庁舎改修工事請負契約の締結について
- (10) 議案第 62号 羽川荘解体撤去工事請負契約の締結について
- (11) 議案第 63号 市道路線の認定について

2 調査事件

(12) 所管事務調査

- ・ 第6期産業厚生委員会の課題について
- ・ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

(13) その他

- ・ 路線バスとごみ処理施設更新の経過について
- ・ 堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備の進捗状況等について
- ・ 魚沼市立地適正化計画の改定について
- ・ 有機センター発酵槽棟臭気除去装置設置の効果等の測定結果について
- ・ 小出まちなかエリアにぎわい創出ワークショップ等の実施について
- ・ 株式会社ユピオの解散について
- ・ 市内スキー場の存続方針に向けた経過等の報告について

3 日 時 令和5年6月27日 午前10時00分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

- 6 欠席委員 なし
- 7 紹介議員 大平恭児
- 8 参考人 魚沼民主商工会事務局長 須田光則
- 9 説明員 内田市長、大塚市民福祉部長、星産業経済部長、戸田市民福祉部副部長、吉田産業経済部副部長、茂野介護福祉課長、星野農政課長、星建設課長、斉藤都市整備課長、鈴木観光課長

10 書記 坂大議会事務局長、大竹主任

11 経過

開 会 (10 : 00)

佐藤（肇）委員長 それでは定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。まず、最初に当委員会に付託された案件について審議をお願いしたいと思います。

（１）請願第 ４号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書

佐藤（肇）委員長 日程第 1、請願第 4 号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書を議題といたします。まず、本日請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されております。当委員会として、趣旨説明を認めることにしたいと思います。お諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者から意見を聞くことについて、御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願者から意見を聞くことといたします。請願者であります、魚沼民主商工会事務局長、須田光則様は指定の席にお着きください。

なお、念のために申し上げます。請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容、及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対し質疑することができないことになっておりますので御了承ください。

それでは、請願者であります魚沼民主商工会の事務局長、須田光則様に趣旨説明を求めます。

須田参考人 皆さん、おはようございます。なにぶん不慣れでございますので、聞きづらい

点がありましたら御容赦をお願いをしたいというふうに思います。早速始めたいと思います。

私は魚沼民主商工会に勤務しております。役職は事務局長で須田光則と申します。魚沼民主商工会は今年で55年ということで、昭和43年10月から自営業者の営業と暮らしを守るという立場で今日地域の皆さんを、いろいろな商売とかそういった相談等を支援しながらやってきた業者団体でございます。改めて、皆さんのお手元に請願書があるかと思っておりますので、読み上げてそこから話をしていきたいというふうに思います。(資料「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」により説明)

まず、言いたいことは、消費税という税金についてです。これはどういう税金かということをお述べてみたいと思います。御存知のとおり、消費税は1989年、平成元年4月1日から実施されました。そのときは消費税率は3%でスタートして、免税点が3,000万円というところだったわけでありまして。そして、それから平成9年、1997年4月1日から3~5%に引き上げられました。そして、2004年4月から免税点の3,000万円は1,000万円に引き下げられたということになります。そして、平成26年4月1日、それは5%から8%へ。そして10%につきましては、令和元年10月1日には、8%と10%ということで、2つの税率が今日あるということになります。それで不思議なことなんですけれども、こういうふうに消費税の税率が上がったり、また免税点が引き下げたりという動きの中で、ほかの税金が変わっております。それは法人税率です。平成元年に消費税が実施された年、翌年の平成2年ですけれども、法人税率が42%だったのが37.5%に引き下げられました。そして、消費税が5%引き上げられたとき、それは平成9年ですけれども、その翌年と翌々年の平成10年と平成11年、これも37.5%から段階的に30%に引き下げられたということです。それでまだ続きます。平成26年以後、5%から8%に引き上げられました。そうしましたら、平成27年・28年・30年と3回続けてですけれども、25.5%から今では23.2%。これは法人税率です。ほかにも、法人住民税とか法人事業税、法人実効税率とかありますけど、それは置いて、国への法人税率ということで、それだけ消費税の歴史では法人税の歴史も一体だということです。ですので、消費税が10%上がったけれども、法人税率は42%から23.2%ということで、18.8%も減税されているということです。これだけ見ても、消費税がそういった法人税の減税の穴埋めということになっていることを皆さん想像できるのではないかなというふうに思います。

消費税法でありますけれども、昭和63年12月で消費税は法案が通って成立しました。それから翌年の4月1日ということなんですけれども、消費税法というのは第1条から67条で構成されています。それで一番大事な点では、出資等ということで第1条ですけれども、読み上げたいと思います。「消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告・納付及び還付の手続き並びにその納税義務の適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする」ということになります。ですから消費税というのは、自らが計算して納めるという税金であります。そしてもう一つ肝心なのは、納税義務者は誰なのかということなんですけれども、それは第5条に載っています。中身を省いた表現になりますけれど

ども「事業者は消費税を納める義務がある」ということになります。ですから、消費税は自営業者、商売している皆さんが課せられますよということでもあります。そして、消費税の計算もお話をしたいと思います。消費税の申告は自分で計算するということでもありますので、これにつきましては一般的ですけれども原則的に売上げの消費税を出します。そして、そこから仕入れ経費の消費税を抜き出して差し引きをします。そして差し引いた金額が消費税の申告納税額ということで納める税金となっています。そして、実務は煩雑でありますので、小規模零細業者の方々に配慮というんでしょうか、特例措置があります。申告の特例制度、いわゆる簡易課税制度というものがありません。それは、実質の仕入れ経費を置いて、その方々の商売の業種、業態によってみなし仕入れ率を抜き出した消費税に対して大体の税金を納めてもらうということで、みなし仕入れ率ということでは卸売業が90%を引き算します。あと小売業は80%引きます。あと製造業、建設業の皆さんには70%引きます。そして加工業、飲食店を営んでいる皆さんは60%を引きます。そして、サービス業が50%引きますということで、一般的な本則課税よりも簡単にできる申告制度、そういった中身です。簡易課税の制度を利用している方が7割以上だということでは言われています。受けられる規模は、売上げが5,000万円に満たない事業者が特例を受けることができるということになります。それで具体的に申し上げますと、例えば自営業者、建設業を例としますけれども、この魚沼市内でも建設業の中で一番支えている業者の方々というのは一人親方なんです。一人親方がいなければ現場の仕事というのは成立できません。そういった方々の例を出しますと、一人親方ということで手間代です。例えばその手間代が年収500万の場合、簡易課税制度を適用しますと、ざっくりの説明になりますけれども、一人親方は建設業でありますけれども、第6種ということで第4種の6割ですね。60%を経費としてみるよということですので、500万から60%を引くと残りが200万。200万に対して10%ということで、20万円です。一人親方が500万ですと、20万円の消費税を納めなければならないということになります。ですからこれを聞いただけでも、いかに消費税というのは大変なのか、負担が重いのかということも分かるかと思えます。今、認知されているかと思えますけれども、消費税は低所得者ほど負担が重いという逆進性の強い税金ということでもあります。免税点は今1,000万円となっていますけれども、約100万円単位の年収です。そういった方々に消費税を課せると、何十万という税金が出てくるわけでありまして。これをどこから払うかということ、やはり自分の懐から払うんですね。本当に商売の危機に陥る一つの懸念材料になろうかと思えます。そういったのが今の実態で、ほとんど大会社、5,000万円や億単位の業者間と取引がありますけれども、そういったことからしても担税力がない方々のインボイス制度を導入していいのかということなんです。

それでは、インボイス制度について触れたいと思います。インボイス制度につきましては、当初は今年の3月31日までに登録申請を出してくださいということだったんですけれども、それが9月30日と半年間、延びました。どういうことかということ、そのインボイス制度についてなかなか浸透されていない。制度を選択するとどうなるかということですが、一番大変な焦点に当てられるのは、免税事業者です。インボイス、登録申請をし

ますと国税庁から12~13桁ですかね、登録番号というものが送付されます。その番号は、商取引の中で請求書、領収証、納品書、商売で取引するもの全て。レシートもそうなるかと思えますけれども、その番号がつかます。その番号をつけるということは、免税業者の場合は番号を発行するということは課税業者になる。いわゆる消費税の申告者にならなければなりませんというのが前提です。ですから、1,000万円という免税点がありますけれども、それを放棄しなければならない。せつかく、そういった制度があるにも関わらず、放棄しなければならないということです。先ほどの例でも出しましたが、金額はどうかあれ消費税の計算が入っていますので、そういったものがセットになるということです。これだけ大変な思いをするわけですので。例えば私が免税業者で相手が課税業者だとして、どういったことが起こるかという、いわゆる事業者間の取引で相手というのは当然規模の大きいところですよ。建設会社あるいは元請、地域では名の知れた建設会社、あと下請も大きな企業です。ですから、5,000万、億単位の年商の企業と対等ではありません。今送られてきているのは、私の番号は何番ですよと、そしてあなたは免税業者ですか、課税業者ですかと。

2点目は、あなたはインボイス制度について登録しますか、しませんか。するとするといつまでにするんですか、というのが来ています。もうそれは去年で、そういったもので迫られてきます。先週ですけども、米農家の方が民間の米屋さんに納めている。私が生産者で納めている取引先に米をやっている方、そこから問い合わせがきました。私は何番ですよと、免税業者ですか、課税業者ですか。あなたは登録しますか、しませんか。登録するようでしたら、いつまでにするんですかと。そしてもう一つ出てきたのは、令和5年10月1日以降につきましては免税業者の選択をするのであれば、消費税の分を差し引きますよというのがおきました。これは初めてです。口頭とかそれに近い言葉は聞いていたんですけども、文章でそれが来ました。これは驚くべきであります。これというのは、公正取引委員会とか下請法。あと国税庁もそれなりに特例措置というのものがあるにも関わらず、その優越的な処置ですね。それを一方的に通告したという事件というんでしょうか。その方については、即刻これは抗議してください。資料を渡しますので、そういう動きが出ているんです。あつてはならないことが起きているということです。だけれどもこの間、言葉でそれに近いことも出ています。飲食店、昼や夜に商談で使っているお店に、帰り際に「10月1日以降からインボイス制度が始まるけれども、番号をつけた領収書をくれるよね。」と。くれないと困ると言われたと。言葉は消えますけども、文書が出たのは本当に驚きです。そういったことで、業者間というのは対等・平等ではありません。力関係がありますので、そういったところまで押し寄せてきています。ですから、課税業者を選択することもあると思いますし、いや自分はもう高齢だし、この先何年仕事をできるか分からない。だから課税業者というよりは今のままでやっていきたい。このままにするということだけれども、免税業者は本当に大変だけれども相手のそういった値引き等々があれば甘んじて受けなければならないのかなということです。そして、最後に行き着くところはもう廃業というふうになります。ですから、インボイス制度の一番のターゲットになって

いるのは免税業者なんです。財務省もこう言ってます。「このインボイス制度が実施することによって、免税業者から2,500億円の税収が入る。」と。だからいかにこれがひどいのか。まだまだ分かっていないんですよインボイス制度については。この間は国税庁から先月でしようか、消費税インボイスについて特例措置という文章が全国で1,200万通が送られたそうです。魚沼民主商工会にも送られてきました。インボイス制度を登録することによってこういうメリットがありますよと、そういったパンフレットが来たわけです。ですから、これが初めてだと思うんですよ。自営業者の皆さんにこういう制度が始まりますから準備してくださいというのが本来なければならないのに、経過措置のそういった文書が送られた。これは逆でしょうというふうに思うんですよ。分からないうちに、こういうメリッ的なものがあるから今すぐやってくださいというふうなことを受け止めざるを得ないです。何も考えさせない中で、制度を登録させようというのはいけないんじゃないかなというふうに思います。そして、今、免税業者の立場でという話をしましたけれども、課税業者も大変なんです。どういうことかという、課税業者の立場からすると、課税業者が取引先ではなくて、免税業者との取引先もあります。先ほども言いましたけれども、建設業者で現場を支えているのは一人親方かつ自営業者であります。その方に、消費税のインボイスを登録してくれよというふうに言えるのでしょうか。言えないと思います。ほかの業者を探す。難しいです。人手不足です。自分のやれる仕事を長年培ってきた下請業者に代わってできるのでしょうか。できないと思います。人手不足、下請け不足、職人不足ということでもあります。ですから、自分がその免税業者の分を負担するというのも選択肢としてあるんじゃないかということですので、仕事が成立できなくなっちゃうということです。大きな仕事があっても、現場で支えてくれる下請業者がそういう状況だと、ほとんど免税業者ということになれば、それでもやってくれよと言わざるを得ません。ですので、課税業者も大変な立場になるとこういうことでもあります。

そして、インボイスが導入されることによって、これは消費税率を上げやすくなります。ですから、物価が上がりますから消費者にとっても大打撃です。コロナの中で、大変な思いをし、今は物価高騰であります。生活が厳しい中で、また上がるのかということですので、消費者も大変です。ですから、免税業者、課税業者もそうですけれども、全ての国民に大変な思いをさせるというのがインボイス制度であります。

この辺りにいたしまして、最後にしたいと思います。大変な思いで切実な声も上がっております。建設業者の方でしたけれども、自分も課税業者なんだけどもいつも応援に来ている。いつも助けてくれる親父さんと仕事をしている。このインボイスを登録してくれとは言えないと。この制度というのは自営業者間の人間関係を壊す制度だと。本当にとんでもないというふうなことも言うておりました。サービス業の方も言うてましたけれども、今でさえ税金で大変な思いをしているのに、またこのインボイスを納めなければならないのかということです。あと、一番大変な思いをしているのは飲食店ですよ。この3年間のコロナ禍で、本当に耐え忍んで商売を守ってきたかと思えば、物価高騰で大変な思いをしている。そして、お客さんがコロナ前に戻ったかと思えば、前よりも少ない。スナック

は、時間が短く閉店が早いと最後までお客さんがいないと売り上げも上がらない。

そういった中でインボイス登録をするというのは、中止を求めたいと思います。皆さんから私の訴えを聞いていただいて、ぜひこの請願に採択をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤（肇）委員長　それでは、請願者に対する質疑を受けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。

浅井委員　私から、2点に分けて質問をさせていただきます。このインボイスに関して、県内の意見書採択数と全国の意見書採択数を、まず把握できているのかお聞きします。

須田参考人　県内の請願で採択されたところは、新潟県では3つの自治体です。津南町、佐渡市、聖籠町の3つの自治体が採択されたということでお聞きしております。全国の請願の採択ということでは、全国の自治体は1,788ということで、去年の春頃から1年以上、経過した中での数字ですけれども、地元で請願、陳情を提出されたのは724自治体です。ですから、40.5%ですかね。これは5月15日時点ですので、いわゆる3月議会までの数字だと思います。そのうち採択されたのが166で22.9%。あとは継続審査というふうになっているということです。自分が掴んでいる数字はこの程度です。

浅井委員　もう一つの質問なんですけれども、先ほど農業の方の話も出てきました。この魚沼市内にも、農家から米を仕入れて販売している事業者が数多くあると思うんですけれども、その事業者は今後どうなるのか。そしてこれからの課題を聞いていけば、お聞かせください。

須田参考人　魚沼地域では、主力の産業ということでは、やっぱり農業部門ですよ。花卉とか米作り以外に野菜とか山菜とか、そういった方々でやっています。そこでの取引先ですが、JAさんであれば農協特例という形でインボイスの発行が免除されています。ですから、農協さんで取引するところは今までどおりかなというふうに思います。けれど、懸念してるのは、その農家さんは本当に一生懸命に頑張って自分の米を販路拡大ということで旅館に卸しているとか、飲食店また首都圏の高級料理店等にお米とか山菜を出しているところにつきましては、インボイスの話が出ています。もうそれをせざるを得ないということで、頑張ってそれなりに利益を上げているところはそうなるんですけれども、1町ちよっととか2反ちよっとの米作りの方で一番切実なのは、このぐらいの規模でインボイスを発行するのは、とてもじゃないけどやり切れないということでJAさんに相談してほしいのかなという声も出ています。

それともう一つ、直売所というのは自分で新鮮な採れたての野菜、いわゆる道路沿いに販売している産直とかそういったもの。そこに買いに来るお客さんというのは、料理屋さんなんです。やっぱり新鮮な地場ものを提供したいということで、地元の居酒屋さんとか飲食店、そういった方々も買いに来ます。そこでも、やっぱりインボイスということも言われていて、その直売所の運営がどうなるかということも去年の秋頃に相談を受けています。そういった小規模で高齢者の方が頑張っているところまでもインボイスが襲いかかっているということです。いろんな面で商売の行方が本当に心配だなと。ですので、この魚

沼地域にとっても大きな打撃だと思います。

大桃委員 詳細に説明がありましたけれども、インボイス制度が導入されますと、1,000万円以下の事業者でも適格事業者にならないと不利になる事業者が出てくると思うんですが、不利になる事業者とはどのような事業者のことを言うのですか。また、その影響のない事業者や個人事業主という方はどのような方だと思っていますか。

須田参考人 インボイスが導入されたことによって、ほとんど全ての方が大変な思いをします。良かったということは、この魚沼地域では誰一人いないと思います。影響のない事業者は、ほとんどなく、逆に実務が大変になります。今でさえ10%と8%ですよ。それで非課税の取引か、課税の取引かということで、それだけ実務が増える。またそれに関わる設備投資も検討せざるを得ないということです。多い少ないに関わらず、全ての方々に大変な影響を与えるというふうに思います。

佐藤（達）委員 最初のお話で、平成16年に消費税が導入された時点では免税点が3,000万ということだったんですけれども、それが今現在は1,000万になっているということかと思えます。3,000万の時点で、消費税3%でスタートしたわけですがけれども、そのときも免税事業者は消費税なしできているわけですよ。それが1,000万になった今もそうなんですけれども、これが課税事業者になるということは0から10%消費税が上がる。そういうことなんでしょうか。

須田参考人 消費税が導入されたのは平成元年の4月1日からということで、平成16年に3,000万円から1,000万円になりました。そこで起きたのは、まだ3,000万円が3%増ということだったので、その3%分をもらっていない業者は結構いました。自分は消費税申告してないからもらうものじゃないというふうに思っていた方も、今でさえそういう方もいます。また、取引先からこの請求書は間違ってるから書き直してこいと。どういうことかという、3%を除いた請求書を持って来いと。口では言いませんでしたけれども、そういうことが建設業者の中で起きました。大分前の話です。

佐藤（達）委員 免税事業者の経営が大変になるということを言われましたけれども、本当に市内の商店街さんですか、飲食店さんには経営をしっかりと継続してほしいと強く思います。そういう点では非常に懸念されるんですが、見通しといたしますか危惧されるどころ。その辺はいかがでしょうか。

須田参考人 インボイスの導入によって、先ほどの繰り返しになりますけれども全ての業者にとって多大な負担になります。実務の面もそうですけれども、やはり現場ですよ。現場の仕事で、いつも応援に来て頑張ってきている方がこれはもう免税業者のままでいいんだということになれば、その人をやめて別の下請業者を探すということは、ものすごく考えにくいと思います。やはり長年、仕事をよく知っている方が、それはできないということになれば、代わりにそれができるかといえばできないと思うんです。人手不足、技術の継承、そういったものがどこでも起こっていて、ある方はインターネットで頼むという地域の自営業者さんもおられます。人手不足の中で、そういったことができるのかどうかということですから、そのままお願いすれば消費税分は課税業者、元請で負担するというこ

とは、現実に迫られている問題じゃないかなというふうに思います。

渡辺委員　今ほど説明を聞かせていただいておりますと、広く公平に税を負担していくためには、税の三原則が必要だと思っております。その三原則とは、公平の原則・中立の原則・簡素の原則であります。同じ1,000万以下の収入の方々が、払う方、あるいは払わない方、課税事業者でも特例がある方、あるいはない方というような形で、本当にこの公平の原則に私としては反していると思うんですけども、請願者としてはどのようにお考えか一度お聞かせください。

須田参考人　税の三原則と言われてはいますが、簡素化と公平中立ということですよ。そもそも消費税という法律は、先ほども言いましたけれども低所得者ほど負担が重いと認知されています。本来であれば、応能負担の原則ということだと思います。消費税は平等ではないと思います。担税力がないんです。だから担税力のある、そういったものが応能負担でやる。そういう税制でやるべきだし、消費税のない時代もあったわけがあります。私はそういうふうに戻すべきだと思います。ここには出てませんが消費税そのものは廃止だと思います。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑はないようですので、須田参考人、ありがとうございます。自席にお戻りください。

魚沼民主商工会事務局長の須田光則様どうもありがとうございました。丁寧な説明をいただき、委員会を代表して心から感謝を申し上げます。御意見は、今後の委員会の調査に十分に生かしてまいりたいと思います。本日はありがとうございました。

以上で、請願者の趣旨説明を終わります。ここで当局に確認しておきたいことがございましたら、発言を許します。

浅井委員　まず、県内の意見書採択数・全国の意見書採択数について、今ほど請願者から数を把握しているということでも聞きました。魚沼市も、もちろんこの数をしっかりと把握していると私は考えております。それで、先ほど全国の採択数が22.9%、ほかは継続審査となっているということでもありました。国の考えでこのインボイス制度というのは進んでいるわけですけども、市としての考え方がもしありましたらお聞かせください。

吉田産業経済部副部長　市として、このインボイス制度そのものを是が非ということではないんですが、民主商工会の方からこういう請願はございましたけれども、市内の商工会では実際いろいろと小規模事業者が多い市内事業者の中で、このインボイス制度に対してのいろいろな御意見というのがあるというのは承知しております。市内商工会では、税務署ともしっかり連携を図りながら、このインボイス制度の周知、相談、そして実施に向けた体制というところで、今、前に進んでいるところでございます。市としては、制度そのものに中止等ということではなく、関係者が協議した中で混乱がないように十分な相談体制を構築していただければというふうに考えております。

浅井委員　次の質問ですけども、市内には農家から米を仕入れて販売している業者がありますけれども、その業者は今後どうなるのか。また、魚沼市の方へ課題のお話が届いているのか、お聞きします。

星産業経済部長 米の卸売業者の方から市に対して、インボイス制度に関わる要望というか、中止や延期というような話は産業経済部としては聞いていません。米の卸しの部分については、農協さんの特例とかは対象になりませんので、その卸さんが免税の農業者の方から買う分をどうするか。それぞれの事業者さんがどうするかということは、それぞれの判断によるものだと思います。

大桃委員 市内の法人税の対象者の中で、売り上げが1,000万円以下の法人の数。そして、その割合が分かりましたら教えてください。

大塚市民福祉部長 1,000万以下の市内の法人の数につきましては、市では把握はしておりません。

大桃委員 そうしますと、1,000万円以下の収入の個人事業主や農業・林業の収入が1,000万円以下の事業者の数も把握していないということでしょうか。

大塚市民福祉部長 法人税につきましては国税になります。申告の際には国に納める法人税を基に申告されますので、市では全くそういった数字は持ってないということになります。営業収入に関しましては、申告した方のうち、営業収入が1,000万以下の方の数というのは約1,040人。あと農業収入の申告をした方のうち、農業収入が1,000万以下の方の数というのは約1,170人となっています。

佐藤（達）委員 先ほどの話で、インボイスによって免税事業者が大変になるという話を伺いました。そういう中で、市は免税業者・課税業者はいろいろな方と取引されていると思いますが、市からは特にインボイスの資格取得の要請をするとかそういうことはなく、従来どおりの形で取引をしていくという捉え方でよろしいでしょうか。

大塚市民福祉部長 全て把握している部分ではございませんけれど、一般会計につきましては消費税の申告はしなくていいという制度になっておりますので、取引におきましては免税あるいは課税、それぞれ今までと変わりはなく影響してくる部分ではございません。あと、ガス水道等の公営企業会計になりますけれども、こちらにつきましては、どのような取扱いになるのかは、関係している者が今おりませんので分かりませんが、私で分かる範囲で答えてさせていただきました。

富永委員 先ほども話の中で触れましたけれども、農協特例だとかそのほか2つの特例があるようです。市内には花卉園芸組合とかがあって、卸売市場特例とかと関係してくると思います。そういった特例の中で、市内業者の利用者でどういった影響が考えられるか、市でどういうふうに考えていますか。

星産業経済部長 花卉園芸組合とかは、多分花卉は農協に全部出荷しているものだと思います。そうすると、農協出荷ですと特例が効きますので、そこら辺は大丈夫かなと思います。特例の部分は農協ですとか森林組合、あと水産業協同組合とかという部分が対象になるんですけれども、それ以外の部分については全部インボイスの対象になってくるということになるかと思います。

富永委員 そうしましたら、市ではふるさと納税の返礼品で市内農家の米などを提供していますけれども、そういった返礼品の農産物の取扱いに関してインボイスの対応はどうなる

と考えていますか。

星産業経済部長　ふるさと納税に出している農家の方は規模が大きい方が多いかと思います。

1,000万円以上だと思しますのでそこら辺は今までのやり方と同じだと思いますけれども、相手方がその請求書が欲しいという方に販売するのであれば、インボイスの対応をしなければいけないというふうには考えています。

渡辺委員　先ほど市内の米の卸しの方たちからの要望等が届いていないというお話でしたが、私は自ら確認させていただいたところ、経過措置として3年間。そしてその次の経過措置3年間で6年あるんですけれども、80%の経過措置がある間は自分がかぶるしかない。農協さんに納められるということを考えると、最初の3年間の経過措置のときには自分がかぶるしかないだろうと。その後は正直やっていけなくなることはあるだろうけれど、様子を見ながら、その後は考えたいというような切実なお話を聞かせていただきました。

またシルバー人材センターからも話を伺ったんですけれども、その際に市長宛てに要望書が届いているというふうにも聞いております。その内容はどのようなものだったでしょうか。

大塚市民福祉部長　シルバー人材センターからは昨年10月に要望書をいただいております。内容としましては「事業発注の確保、補助金の確保、またインボイス制度に関する安定的な事業運営の措置」が主な内容となっております。

渡辺委員　シルバー人材センターは、自分たちも農協特例と同じように特例になりたいということで国に働きかけていたんだそうですけれども、シルバー人材センターは特例の対象にならなかったということを知りました。そのシルバー人材センターでは高齢者の活躍の場であると同時に市内企業や土木作業、草むしりなど、引き受け手のない仕事をしてくださる貴重な存在であると思っております。シルバー人材センターの令和4年度の受託事業収益は約1億2,363万円だということです。会員に支払う受取配当金は約1億261万円。シルバー人材センターの受取事務費は約1,305万円だというふうにお伺いしました。インボイス制度の本則どおりに消費税を支払うと、受け取る事務費が約1,300万しかない中で、約930万円を納めることになるというふうに聞いております。適格事業者になるかならないかは本人の選択ですから会員にそれを強いることはできないということをございます。市としては、このようなシルバー人材センターに対して、今後どのような支援をしていくというふうに考えているか、お聞かせください。

大塚市民福祉部長　今のところは具体的な支援策というものにつきましては、考えておりません。

渡辺委員　市としては補助金を増額する以外に運営していただく方法はないのではないかとこのように思っております。市長としてもその辺りの対応をシルバー人材センター等ともしっかりとお話をさせていただきたいと思っております。

次の質問をさせていただきます。よく免税事業者に益税があるというような議論があるんですけれども、東京地裁で、もう既に消費者が事業者を支払う消費税分は商品や役務の一部としての生活費しか有しないということで、益税は存在していないという判例が出て

おります。また、先般2月10日の衆議院内閣委員会の中で、財務省の政務官が「消費税は預かり金ではない。」というふうに答弁しております。判例で確定しているように、免税事業者の益税は存在しないとすれば、インボイス制度の目的は何だというふうに国は説明しているのでしょうか。

大塚市民福祉部長　こちらの政府広報で言っていることでありますけれど、「インボイス制度が必要となる背景には令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、食料品などに対して軽減税率が導入され、10%と8%の2つの税率が混在することになりました。そのため、正しい消費税の納税額を算出するには、どの取引や商品にどちらの税率が適用されているかを明確にする必要があります。そこで、商品等に課されている消費税率や消費税等を請求書内に明記するインボイス制度が実施されることになりました。」というふうに説明をされております。

渡辺委員　今ほどの説明どおり、免税事業者制度が廃止になるような必要は全くなく。このインボイス制度の目的だというふうに思っておりますけれども、それでは免税事業者制度はどのような目的だと国は説明しておりますでしょうか。

大塚市民福祉部長　それにつきましては、小規模事業者の納税事務負担や税務執行コスト等に配慮するための特例措置制度というふうに説明されております。

渡辺委員　ということは、今のインボイス制度が始まってしまうと、実質的には免税事業者制度が廃止になるのに近いような制度になっているのではないかと、少し齟齬があるように私は感じております。

次の質問ですけれども、消費税には輸出還付金制度というものがございしますが、それはどのような制度でしょうか。

大塚市民福祉部長　輸出還付金制度という、実際はそういった名称の制度はありませんけれども、消費税は先ほど来、説明がありました国内における商品の販売サービスの提供などに課税されるものであるため、課税事業者が輸出取引で行う商品の販売については消費税が免除されます。消費税の納税は大ざっぱに申しますと、事業者が課税売りに係る消費税から課税仕入れに係る消費税額を引いた額が消費税の納付額となります。輸出の場合、売りに係る消費税額が免除。つまりないわけでありますので、課税仕入れに係る消費税を引くとマイナスになり場合によっては消費税が還付になるというものであります。

渡辺委員　私も今回このインボイス制度はかなり問題がある制度だということで調べさせていただいたところ、この制度の基となっているのはフランスが導入した付加価値税で、日本にも導入しようとしたけれども付加価値税、売上税では導入ができず、消費税ということで消費者が負担するものだとして入った税ではございますが、GATTで輸出業者だけ守ってはいけませんという協定を結んだことによって、輸出事業者に割り戻しのこの税が入ることによって輸出事業者を守るというような形で始まった制度ではないかというふうに説明しているところもありました。こういったことで、インボイス制度は逆進性がある消費税の中で免税事業者を排除する、また先ほど事業者が簡素に税が支払えるようにという制度自体も壊していくようなものだと思います。

請願者にも聞きましたけれども、市としてもこの税の公平性ですとか税の三原則にこのインボイス制度がどうであるのかというようなところを、率直に市長はどうお考えですか。市長としては答弁を避けるということでございましたら、執行部のどなたかお答えいただければと思います。

大塚市民福祉部長　消費税の免税の制度を含めまして、小規模事業者の納税事務の負担に配慮して設けられたものと認識しておりますが、いわゆる3つの租税の税原則は常に全て同時に満たされるということではなくて、トレードオフの関係にあるというものになっております。税制は様々な側面から設計されたものでありますので、国の制度に対しまして一概に自治体執行部としての考えを述べるべきではないというふうに考えております。

渡辺委員　正直言って、国の制度に対して執行部から問題があるということが言えないというのは十分承知の上でこの質問をさせていただきました。でも市長が答えられないということは、市長は市民の側に立って本音のところはしゃべられないということだと思います。以上です。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結させていただきます。

それでは、ただいまの請願第4号を採決したいと思いますが、討論を省略し採決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤（肇）委員長　それでは、これより討論を許します。まず、本請願に反対の討論がありましたらお願いします。

渡辺委員　この請願の趣旨については、十分、今回の質疑で理解することができました。ただ、インボイス制度とこの免税事業者制度は別の制度であるような気がします。ここで中止を求めるかどうかということについては疑問がございますので、私としては反対をさせていただきます。

佐藤（肇）委員長　次に、本請願に賛成の討論を認めます。

佐藤（達）委員　この請願に対して賛成の立場で討論を行います。

免税業者は売り上げが1,000万未満の比較的小さい事業者であります。規模の小さい事業者について経営を維持・継続させるということと納税すべき消費税額の計算の煩雑さ、先ほど納税の負担のを考慮してというお話がありましたけれども、そういったことで納税が免除されているというふうに考えます。インボイス導入の理由の一つに益税の解消ということを挙げられていますけれども、これについては先ほどの渡辺委員の発言の中で「こういったことは存在しないという判例も出ている」というお話がありました。それと「預かり金でもない」というお話も紹介されました。しかし、町の商店街の事業者さんについても、この益税で潤ってもらおうという話は聞いたことがあるでしょうか。大規模店の進出でぎりぎりの商売を継続しているというところも多いかと思います。インボイス制度が導入されましたら、ますますシャッター街の状況が加速していくんじゃないかというふうに懸念をいたします。

それから、先ほどの一人親方が多いというお話もありましたし、また日雇い労働者とか、そういった場合もこの影響を大きく受けると思います。そういった事業者と兼務している会社の契約額は、企業や生活に余裕があるような状況では決してないと思います。そのような中でインボイスが導入され消費税分が値引きされたり、あるいはやむなく課税事業者になって消費税を10%納める。これはいずれにしましても生活を大きく圧迫することになると思います。例えば、免税事業者である飲食店ですとか居酒屋の経営者ですとか、そういった中で全体で利用するお客さんに適格請求書の発行事業者の番号を求められるということが考えられます。免税事業者を継続すれば、お客さんを減らすことになり、課税事業者になれば消費税が店の経営を圧迫することにもなります。つまり、インボイスの導入は課税事業者になり、1%の消費税を納めることも免税事業者のままお客さんが離れていく、あるいは仕事をもらえないなど、いずれの場合も大変大きな苦難が待ち受けていると考えます。

さらに、インボイスが実施されれば、先ほどお話がありましたように、免税事業者だけでなく課税事業者への影響も大きくなるのではないのでしょうか。中小企業あるいは課税事業者はこれまでの仕入れ先である免税事業者を簡単に切るといったことは無いというお話も先ほど紹介されました。そして消費税を負担させることも現実として難しいという中で、発注先である免税事業者が廃業してしまったら自分の経営の継続が困難になり、無理に受けるほうに負担を押しつけることができなければみずからそれをかぶるしかなくなってくる。決して免税事業者だけの問題ではなくて課税事業者にも大きく影響があるということが考えられます。

さらに、一般消費者におきましても大きな影響があります。先ほどもお話で、財務省では「このインボイスが実施されれば2,500億の税収が入る」という紹介がされましたけれども、ということは増税ですので物価も上がってくるということにもなると思います。

このように、インボイスの導入は免税事業者にも課税事業者にも大きな負担をもたらし、物価上昇という形で一般消費者にも大きな影響があります。こういった状況を踏まえまして、このインボイス制度の中止を求める請願に対しましての御支持を委員の皆さんに求めて賛成討論といたします。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。反対がありますので、本請願に賛成の方の挙手を求めます。挙手、少数であります。したがって、本請願は不採択すべきものと決定されました。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：15）

再　　開（11：25）

佐藤（肇）委員長　それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(2) 議案第 52号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

佐藤（肇）委員長 日程第2、議案第52号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

佐藤（肇）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤（達）委員 この制度なんですけれども、外国人の生活保護を受ける人について、日本人の場合に準じて取扱いましょうという中での制度だと思います。市でつくろうとしている制度というのは、国での紐づけの対象外になるということなんですか。

戸田市民福祉部副部長 外国人の方も住民登録をしていられればマイナンバーは持つ形になります。もともと紐づいているものもございますが、この生活保護に関する部分について生活保護法の中に外国人が入っていないため、それで今回外国人の生活保護を受けられている方が医療扶助のこのシステムを連携していく中で必要となり、これは条例で定める必要があるため今回の制定となりました。システム自体は同じものを使う形にはなりません。

佐藤（達）委員 今回のこの条例の中で別表1が1件、別表2が14件、別表3が6件とありますけれども、これだけの多くの項目をこのシステムで紐づけをしていくということの意味は何でしょうか。

戸田市民福祉部副部長 条例の提案のときにも御説明いたしました。今回必要になったのは外国人で生活保護を受けられる方の医療扶助に関する部分だけであったんですが、今後外国人の方で生活保護に関する情報連携が必要な場合に速やかに対応できるよう、今回これだけの項目をこの条例制定を機に入れさせていただいたものであります。

佐藤（達）委員 先日の報道でも今マイナ保険証でトラブルが多発しているということを聞いています。他人の情報が紐付けされたですとか被保険者の資格情報が正しく反映されていないですとかいろいろあり、今この制度を立ち止まってチェックして問題点を解明すべきだという声が非常に強くなっているという状況かと思えます。日本人のマイナンバーカードについてもこれだけ問題が出ているわけですし、緊急にすぐこの制度を設定するという必要がないんじゃないかという気がしますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 今ほどの条例につきましては、マイナンバーという制度になっておりますけれども、マイナンバーを使った制度で必要な部分ということになりますので、カードとはまた切り離して考えていただければというふうに考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

佐藤(肇)委員長 異議がありますので、挙手にて採決を行います。本案に賛成の方の挙手を求めます。挙手、多数であります。よって議案第52号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 55号 財産の取得について(ロータリ除雪車)

(4) 議案第 56号 財産の取得について(ロータリ除雪車)

(5) 議案第 57号 財産の取得について(ロータリ除雪車)

佐藤(肇)委員長 日程第3、議案第55号 財産の取得について(ロータリ除雪車)から、日程第5、議案第57号 財産の取得について(ロータリ除雪車)までの3件を一括議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 いずれも補足説明はありません。

佐藤(肇)委員長 それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。討論を省略し採決することに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これより、順次採決をいたします。まず、議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第55号 財産の取得について(ロータリ除雪車)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第56号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第56号 財産の取得について(ロータリ除雪車)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第57号 財産の取得について(ロータリ除雪車)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 58号 財産の取得について(小出スキー場圧雪車)

(7) 議案第 59号 財産の取得について(須原スキー場圧雪車)

佐藤(肇)委員長 日程第6、議案第58号 財産の取得について(小出スキー場圧雪車)から、日程第7、議案第59号 財産の取得について(須原スキー場圧雪車)までの2件を一括議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本件2件について、討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これより、順次採決をいたします。議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第58号 財産の取得について（小出スキー場圧雪車）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第59号 財産の取得について（須原スキー場圧雪車）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（8）議案第 60号　四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の変更について

佐藤（肇）委員長　日程第8、議案第60号 四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の変更についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これより、議案第60号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第60号 四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（9）議案第 61号　旧堀之内庁舎改修工事請負契約の締結について

佐藤（肇）委員長　日程第9、議案第61号 旧堀之内庁舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

渡辺委員　本会議の席でも質疑があったのかもしれないんですが、この2階には商工会が入っていますし、それから公民館に影響がないかとは思うんですけども工事の最中にやはり2階等に入出入りするところの影響等はどのようになりますか。

吉田産業経済部副部長　改修工事につきましては、2階に商工会、そして3階にはエフエム魚沼が入居しております。当然、事業活動をやっておりますので、そこに影響が出ないよ

う、工事の本契約後に事業者と入居企業事業者との話し合いの中で、影響が出ないように配慮した上で工事をしていきたいと考えております。

渡辺委員　　そうしますと、まだ具体的な対策みたいなところはこれからということによろしいですか。

吉田産業経済部副部長　　騒音が発生しないような、何らかの工事の中に当然そういった部分が出ます。その工程を組む中で、それぞれの2階・3階の事業者の動きも含めた調整が今後必要になってくるかと思いますので、契約後その辺の打ち合わせについては速やかにやっていきたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　　ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これより、議案第61号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第61号 旧堀之内庁舎改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 62号 羽川荘解体撤去工事請負契約の締結について

佐藤（肇）委員長　　日程第10、議案第62号 羽川荘解体撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、議案第62号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第62号 羽川荘解体撤去工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第 63号 市道路線の認定について

佐藤（肇）委員長　　日程第11、議案第63号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明はありますか。

内田市長　　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員　　これまでは市道ではなく集落内の道路という形になっていたということなんですけれども、冬の除雪等についてはこれまでどのようにしていたのかお聞かせください。

星産業経済部長　　この路線につきましては消雪パイプ路線になりまして、消雪パイプの水が出るようになっていきます。ただ、その水の出も悪いことがありますので、そのようなときは除雪車で除雪しておりました。

渡辺委員　　今回どういう経緯でこれが市道の認定になるのか不明なところもあるんですけども、今後も市道認定しなければいけないような道路があるかもしれないのでしょうか。

星産業経済部長　　市が管理している道路としては、市道認定されている道路だけと思っています。もしかしたらこのような道路も今後出てくるかもしれませんが、一応今のところはないものだというふうに思っております。

渡辺委員　　全部調べるのはなかなか大変だとは思いますが、集落内で分かるようなところがあれば情報提供いただくような形も必要かと思っておりますので、その辺り御検討いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

星産業経済部長　　集落から要望があれば、それは調べて、もし市が管理しているところで市道認定されていないことが判明しましたら、認定はしていきたいというふうに考えております。

佐藤（肇）委員長　　ほかにございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、議案第63号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第63号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

この後、一部日程を変更して、日程第13、その他を先にさせていただきたいと思っております。御異議ございませんか。（異議なし）それでは異議がないようですので、日程第13、その他を先にさせていただきたいと思っております。

(13) その他

・路線バスとごみ処理施設更新の経過について

佐藤（肇）委員長　　まず最初に、路線バスとごみ処理施設更新の経過について、執行部より説明を求めたいと思っております。

大塚市民福祉部長　　路線バスの運行、それから新ごみ処理施設の建設等、何点か御報告いたします。資料はございませんのでよろしく申し上げます。

まず1点目としまして、路線バスの路線休止に係るその後の経過についてであります。6月16日の行政報告で御報告させていただいてから、その後新しく具体的に決定したことはございません。引き続き、路線バスの運行につきましては関係する沿線自治体とともに

協議を進めていくこととしております。

次に、新ごみ処理施設整備についてであります。現在中島区において検討をいただいているところでありますが、こちらにつきましてもまだ御報告できる具体的な進展はございません。現在は庁内検討会議におきまして、基本構想の内容の検討ですとか、今定例会初日に補正予算を議決いただきましたが、先進地の視察・研修等、今できることを進めていく予定としております。

それから、その他、追加で報告させていただきたいことがありますけれども、整形外科の新規開業についてであります。まだ詳細はお伝えできませんが、市の補助金を活用しまして、来春、整形外科が開業する予定であることを御報告いたします。

次に、地中熱セミナーの開催についてであります。10月26日の木曜日の午後になりますが、小出郷文化会館におきまして新潟県地中熱研究会が主催する地中熱セミナーin魚沼市が開催されることとなりましたので報告いたします。本市も後援しておりますが、詳細が決まってきましたら、またご案内したいと思いますのでよろしくお願ひします。

佐藤（肇）委員長　それでは、4点ほど報告をいただきました。質疑を受けたいと思います。

富永委員　ごみ処理施設のことなんですけれど、もう一度確認をさせてもらいますが、基本構想はいつぐらいまでにと考えていますか。

大塚市民福祉部長　契約につきましては今年度末となっておりますけれど、また次の計画等にも着手していききたいところですので、なるべく早めに構想は策定していきたいというふうに考えております。

渡辺委員　中島区で今検討中ということですが、年度末までにこの構想を策定するということであれば、やはりタイムリミットがあるかと思ひます。どの辺りが中島区で場所が決まるタイムリミットだというふうにお考えですか。

大塚市民福祉部長　ある程度、内部的なスケジュールというものは考えておりますけれど、中島区の中で慎重に検討していただきたいというところもありますので、中島区に対しましてはタイムリミットというものは設けておりません。

渡辺委員　あまり最悪は考えたくございませんけれども、やはりリスクマネジメントはしておかなければいけないというふうに思ひております。その場合には、今年度中の構想ができなくなり、もしその場所で決定ができなくなれば今年度内の構想や予算的な裏付けとか補助を使うことも厳しくなってくるかと思ひます。ぜひ相手方に対して、タイムリミットは設けないとは言ひながらも、やはりその辺のリスクマネジメントをしっかりとしなければいけないと思ひますがいかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　今ほどの委員御指摘の部分につきましては、しっかりと考えながら対応していきたいというふうに考えています。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないようですので、ただいまの報告のについては以上とさせていただきますと思ひます。

・堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備の進捗状況等について

佐藤（肇）委員長 次に、堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備の進捗状況等について報告をいただきます。

戸田市民福祉部副部長 （資料「堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備の進捗状況等について」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは、本件について質疑を受けたいと思います。ありませんか。

渡辺委員 8月9日に住民説明会を行うということでございます。前々からこの地域の方々から堀之内病院の跡地をどうするのかという心配の声は十分に伝わってきているわけですが、きちんとした住民説明がなされていなかったというのが現状だと思います。この委員会の中では医療センターの営業を継続しながらその敷地内にまた何かつくるといような形の報告もいただいておりますが、それも正直きちんとした形で示されているわけではございません。住民からも同じような声が聞こえてくるとは思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

大塚市民福祉部長 いずれにしても、今の建物につきましては耐用年数が過ぎて古くなってくれば、そこを使うにしろ取り壊すにしろ、形が変わってくるということになります。敷地内での建て替えということも検討はしておりますけれど、敷地の中でどうするか、あるいは今現在の建物を耐震化する等、いろいろと検討しなければならないこともあります。そういったところについての具体的なものというのをお示しできないということで、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

渡辺委員 この住民説明会ですけれど、市長は同席する予定がございませうか。

内田市長 今のところ予定には入っていません。

渡辺委員 執行部側からは今のような答弁しかもらえないというのは分かっていたんですけれど、市長は堀之内地域のあの場所を福祉としてしっかり整備したいという思いがあるかと思えます。いずれの形になったとしても、住民が今求めているものを何とか形にしたということを伝えていかないと、この住民説明会が堀之内の町はよくなるんだろうかというのが分からないまま終わってしまいそうな懸念がございませう。ぜひ市長も出席をしていただいて、住民の皆さんから安心いただけるような会になっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

内田市長 今回の説明会は、これからやろうとすることをきちんと説明をさせていただかなければならないと思えますし、そのほかに前に私があそこの医療・福祉・介護のことについてという思いを語ったことがあります。それは変わっておりませんが、医療公社との関係ですとか、前の病院の耐用年数ですとか、それから令和6年度までのことですとか、医療機器のこと、いろいろあります。ありますので、医療・福祉・介護の拠点としての思いはありますが、もう少し検討させていただきたい。それはそれで、説明会以外のときでもいろんなことで対応ができるかと思えますので、その辺はまた詰めていきたいというふうに思えます。

渡辺委員　それは執行部と市長が分かっていたとしても、説明会に来る住民の皆さんはそこを聞きたいと思っておられる方が私は少なからずいらっしゃるというふうに思っております。そういう中で、中途半端に「今はまだできません」とか「これからです」というようなお話をされて、がっかりして帰っていただくよりも、少しでも市長から安心の声を聞かせてあげてほしいという思いで、お話しさせていただきました。日程等あると思えますけれども、ぜひご検討いただけたらと思います。

佐藤（達）委員　堀之内の医療センターを改修しまして、地域密着型の特別養護老人ホームが建設されるということかと思えます。そういった中でハード的には4月から実施設計、令和6年、7年で工事をしまして、7年度の中で改修が完了ということなんですけれども、部屋を増やすとか、そういったことは特に考えてもらえないのでしょうか。特養の部屋数はどれくらいになるのでしょうか。

茂野介護福祉課長　詳細については、実施設計は7月から8月頃に発注予定としております。部屋数につきましても、その中で決定をさせていただきたいというところではありますが、あくまでも今ある現施設を改修ということで新たな建物の面積等ということは今時点では予定はしておりません。部屋数につきましては、環境面等々がよりよくなるように最大数の部屋数を取りたいというところではありますが、地域密着型の施設ですので29床以下。どれくらい取れるかというところではありますが、現在の段階ではおおむね25、26床程度かなというところで担当レベルでは考えておるところであります。

佐藤（達）委員　特別養護老人ホームの新設に当たりましては、介護士さんが見つからないということが以前の議会の中でもありました。この地域密着型特別養護老人ホームの人員体制としては、どんなふうに予定されているのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　事業につきましては指定管理、受託者を公募します。ただ特養は職員の配置基準が決まっておりますので、それが欠けることなく運営できるように、指定管理を受託された方がその中で募集をかけていくことと思えます。市としては、そこが確保できるように今やっている介護人材確保支援事業を活用しながら人員確保支援に努めてまいりたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないので、ただいまの報告のについては以上といたします。

この後は、市長ならびに市民福祉部は退席をされます。市長並びに市民福祉部からは何か報告やその他ございましたらそれを受けたいと思えます。ございませんか。（なし）ないので、委員の皆さんからは何かありますか。（なし）それでは、ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩（12：01）

（市長、市民福祉部　退席）

再　　開（13：00）

佐藤（肇）委員長　それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

・魚沼市立地適正化計画の改定について

佐藤（肇）委員長　次に魚沼市立地適正化計画の改定についてを執行部から説明をお願いしたいと思います。

星産業経済部長　今年度、立地適正化計画の中に防災指針を追加する予定としております。防災指針を検討する体制ですとか、スケジュールにつきまして、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくお願ひします。

斉藤都市整備課長　立地適正化計画の改定についてご説明します。（資料「魚沼市立地適正化計画の改定について」により説明）

佐藤（肇）委員長　それでは本件について、これより質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

渡辺委員　今後、福祉ですとか、そういったところの方々と一緒に検討委員会をつくるということなんですけれども、これは職員になるんでしょうか。それとも職員以外の有識者になってもらう予定ですか。

斉藤都市整備課長　改定委員会のメンバーですが、長岡技術科学大学の准教授、NPO法人魚沼防災ネットワークから推薦をいただいた方、魚沼市商工会連絡協議会から推薦をいただいた方、魚沼市社会福祉協議会から推薦をいただいた方、信濃川河川事務所から推薦をいただいた方、魚沼地域振興局地域整備部から推薦をいただいた方が改定委員会の委員になります。このほかに、庁内から企画政策課、地域創生課、福祉支援課、建設課の課長が出席する予定でございます。さらに、事務局として都市整備課と防災安全課がこれに加わります。

渡辺委員　詳しく聞かせていただいてありがとうございます。福祉関係のところでは社会福祉協議会さんということなんですけれども、魚沼市の場合はこの地域にいらっしゃる障害者ですとか、高齢者で避難のときの要支援者の方々の個別計画というのをつくらなければいけないんですけれども、なかなかそれが進んでいないというところが、まだ懸念として私は思っているんですね。先般、市内全体の避難訓練がありましたけれども、やはりどの地区もそういった方々の避難に対する訓練というか、どうするかというところは、まだ全くと言っていいくらい手つかずではないかというふうに思っております。そういった意味では、地域の代表で例えば自治会の全員というわけにはいかないと思いますけれども、そういった連合自治会みたいな形があるのであれば、その辺から入っていただくとか、そういったことはできないものでしょうか。

斉藤都市整備課長　防災指針につきましては、居住誘導区域を基本としておりますので、なかなか地域の代表となると広範囲に及びますので、この改定委員会につきましては、これは地元の方というよりは、専門家の意見を参考にして進めてまいりたいと思いますので、今のところは自治会長などは委員として考えておりません。

渡辺委員 はい、分かりました。そうしますとここは専門家で、まずはその計画をつくった後に、実際どのようにしてその地域に落としていくかということについては、その辺もはっきりとこの計画の中で落としていながら、そして地域の方々と個別計画をきちんと策定できるような内容の計画にさせていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

斉藤都市整備課長 御意見を伺いまして、事務局で検討したいと思います。

渡辺委員 この個別計画は、国で策定をしてくれと言われて、もう数年たちます。モデル自治体として実施しているところもありますが、魚沼市同様、まだなかなか設定できていない地域が多いというのも分かっております。でも、せっかくここで、この改定でそういったことを入れるということであれば、その個別計画の中にしっかりと落としていけるような良い改定をさせていただけたらと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにございますか。

富永委員 現在の立地適正化計画は、平成29年3月の策定ということですが、そのときの策定の背景・目的だとか、その概要版には、今回のような災害リスクのことを記述しているところはなかったと思うんですけど、今回、この見直しでそのところを重点的に分析をしながら整理して改良していくということでしたけれども、当初はなかったのに、そこまで考えていなかったと思うんですけども、今回、災害リスクのことを文言として理解して改定しようとしたきっかけというのはどういうことなんでしょうか。

斉藤都市整備課長 令和2年に都市再生特別措置法が改正されまして、国の情報が変わりました。これによって、ここに住んでください、居住誘導しますというような計画であるにもかかわらず、そこが危険であるということが、市民の安心を図る上で計画になかったものですから、それについて、しっかり見直すようにというような国からの改正であったと思います。それを踏まえて、魚沼市も立地適正化計画について防災指針に取り組もうと考えています。

富永委員 そうしますと、先ほどの図といいますか、堀之内の図をみますと、都市機能誘導区域だったり、居住誘導区域の線があって、川に近いところは、浸水深が5メートルから10メートルみたいなところもありますけれども、今回はそうすると、その範囲を書き換えるということでしょうか。

斉藤都市整備課長 居住誘導区域の中に、こういった浸水想定区域が含まれるところが確かに多くあります。ただ、居住誘導区域の中に、現在、市民の方が住んでいらっしゃいますし、そこに文化と歴史がございますので、ハザードがこうなっているからといって、直ちに、ここが危険で住めない場所というわけではございません。ですので、この改定委員会を含めた令和5年度の検討の中で、様々な意見があると思いますが、できるだけ居住誘導区域を変えないように考えていきたい、もしくは、検討を加えていきたいと考えております。

富永委員 そうすると、ここで浸水が想定されるところに居住誘導をするということに現在なっていますけれども、それを変えないということになると、浸水を防ぐような工事というか、手だてというか、そういうのはする考えがあるんですか。

斉藤都市整備課長 現在の河川の整備につきましては、計画規模降雨の10年から100年に一回の災害の想定で整備を行っております。今、参考として御覧いただいている図面については、想定最大規模降雨、千年に一度以上の確率で発生する降雨でございます。なかなか河川整備ですと改修工事のみで、こういった危険を回避するというのは難しく、年月もかかりますし、非常に財源もかかるところでございます。なので、ハード面だけで、こういった浸水想定区域のリスクをなくすということは困難だと考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、本件については、また9月にその後の報告等があるというようなことでございますので、そのようにお願いをしたいと思っております。それでは、本件については以上といたします。

・有機センター発酵槽棟臭気除去装置設置の効果等の測定結果について

佐藤（肇）委員長 次に、有機センター発酵槽棟臭気除去装置設置の効果等の測定結果についてを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

星産業経済部長 昨年、有機センターに設置しましたオゾンによる臭気除去装置の効果につきまして、農政課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

星野農政課長 （資料「発酵槽棟臭気除去装置設置の効果等の測定結果について（報告）」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは、本件について、これより質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

富永委員 2ページ目のアンモニア濃度測定結果のところ、今年の5月1日には、濃度が40ppmということですが、去年でしたが、この委員会で現地視察しまして、出入口のところ、オゾン水を霧状にして噴霧してました。そこだと、臭いをほとんど感じなかったんですけど、40ppmというのは、その中にいた場合に臭いはどうなんでしょうか。結構感じる濃度ですか。

星野農政課長 40ppm、この測定箇所につきましては、発酵槽棟内の中央部内になりますので、実際、発酵槽棟に入ると正直きついところではございます。ただし、今ほど富永委員からのお話のとおり、出入口のところは、オゾン水で噴霧しているわけなんですけれども、その部分につきましては、ほぼ臭気は大分軽減されているといった現状でございます。

富永委員 1ページ目の臭気除去装置の概要等のところで、令和5年度予算において、外壁改修等工事の設計業務を委託するとありますけれども、これは、アンモニアとかによって外壁の鉄、鉄板とか、そういうのが腐食したということで、そこを修繕するという工事なんでしょうか。

星野農政課長 アンモニアによる原因で、腐食等によって損傷というものも当然ございますし、また、施設の老朽化ということも含めて損傷しているところでございまして、あくまで令和5年度は、設計委託ということで、その外壁を改修するための工事の設計委託ということで予算計上をさせていただいております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。

佐藤（達）委員　このアンモニア濃度の測定なんですけれども、これで見ると限りは、この有機センターの屋内のデータで、一次発酵槽という場所がちょっとよく分からないんですが、その発酵槽ですとか、その通路の中央付近ということで、屋内での測定データの中で、その通路で比較しますと、令和5年度のデータが、元年度に比べると半分以下になっているということかなと思いますけれども、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

星野農政課長　あくまで測定結果につきましては、この発酵槽棟内の数値結果でございますので、そういった御理解でよろしいかと思えます。

佐藤（達）委員　そうしますと屋外では、ほとんど臭気は感じられないという解釈でよろしいのでしょうか。

星野農政課長　体感的なものでございますが、出たところのシャッター部分でオゾン水噴霧をしています。その時点で、臭気は全くないとは当然言えないわけでありましてけれども、気になるところまでではない、というふうに感じ取っています。

佐藤（達）委員　この方式、オゾンによる脱臭ですけれども、これは外部との開放口ですとか、入り口ですとかに処置をしているということかと思うんですけれども、そういう中で、原則、前提としては、その建屋が密閉された部分で、開放部分に対して処置をして、脱臭をするということかと思えますけれども、その解釈でよろしいのでしょうか。

星野農政課長　あくまで、住民の方々への臭気対策ということから始まってきたところでございます。その対策のための設置、今回の機器設置ということで設置したところがございます。

佐藤（達）委員　そうしますと、例えば、畜舎ですとか、開放部分の密封されていないところに対して、このオゾン方式で対応した場合に、このアンモニア濃度がその半分程度に減少されるということはあるんでしょうけれども、なかなかそれが通常体感をする中で、全然支障がないほどには至らないという解釈になりますでしょうか。

星野農政課長　先週も区長さんから立ち会っていただきましたし、地元の方々からも大分減りましたねとか、そう言った御意見などもいただいているところでございます。

佐藤（達）委員　自治会長さんにも確認されているということなんですけれども、それは内部の方、外部の方、それぞれ確認されて、どんなふうな感想ということなんでしょうか。

星野農政課長　連合自治会長さんからは、シャッター部分のところでの確認で、中もどうですかという話もさせていただきましたが、中は結構ですということでございましたので、出入口のところでの確認で臭気確認とさせていただいたところでございます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございますか。（なし）ないようですので、本件については、本日は以上といたします。

・小出まちなかエリアにぎわい創出ワークショップ等の実施について

佐藤（肇）委員長　次に、小出まちなかエリアにぎわい創出ワークショップ等の実施について

てを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長　それでは、資料に基づきまして、小出まちなかエリアにぎわい創出のためのワークショップ等実施計画について説明をさせていただきます。(資料「小出まちなかエリアにぎわい創出のためのワークショップ等実施計画」により説明)

佐藤（肇）委員長　それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員　このワークショップの検討の対象範囲というんでしょうか、その地域の範囲ですよ。そこには、小出地区都市再生整備計画における都市再生整備計画区域ということでございます。この区域の中には、小出郷福祉センターの場所も入っていると思うんですけども確認します。

吉田産業経済部副部長　小出郷福祉センターのエリアも入っております。具体的には、先ほどの立地適正化計画の都市機能誘導区域があったと思うんですが、居住誘導区域のちょっと広く湯之谷のエリア、それを含んだエリアがこの小出のまちなかエリアの対象範囲としております。

渡辺委員　そうしますと、今回のこの計画を見させていただきますと、小出まちなかエリアにぎわいづくりワークショップというところの、①のところ、この福祉センター等も含めたそのまちなかの在り方ですとか、今後、どのようなハード整備が必要かというところで、福祉センターの跡地も当然入ってくるかと私は思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

吉田産業経済部副部長　エリアとしましては、今の小出郷福祉センター、その跡地も当然含まれております。その中で、これから新しくできる生涯学習センター、それと今の小出郷図書館、そこをやっぱり新たなにぎわいの拠点施設として、小出郷図書館にどういった機能が必要なのかということも含めて、そのまちなかエリア全体のにぎわい創出に向けたソフト的な観点での議論だったり、また、そこに足りない部分、ハード的な部分で、もしかしたら意見も出てくるかもしれませんが、今のそのエリアの中でどうやったら、にぎわいづくりに結びつけていくことができるかというのを様々な委員の方から御意見いただいた中で、そこをしっかりと検討していくというふうにはしております。ただ具体的にこの部分をピンポイントで、このテーマで議論してくれということではなく、あくまでもエリア全体でのにぎわい創出に向けたという観点で検討いただく予定で考えております。

渡辺委員　先の一般質問で、この小出郷福祉センターの跡地の利用についてですとか、質疑している議員もいますし、また、そのエリアの中の範囲であるということであれば、このエリアの中でプール等の活用をしないかというところの話も、先般一般質問の中でされておりました。具体的にどこにするとかというところだとか、具体的に何年度からどうするという話というのは、なかなかこの場所ではできないと思うんですけども、ただそういう意見を持っていらっしゃる方が少なからず、当然いらっしゃるというふうに思っております。できれば、そのような方たちが、このワークショップの中で意見が言えるような体制が必要ではないかと思うんですけども、このワークショップのメンバーの中にそのような方たちが入っていくことは可能ですか。

吉田産業経済部副部長　　5 ページ目に、ワークショップ委員推薦依頼先というところで、これが現時点で、このワークショップの中での委員構成というような形になってきております。その中で、今ほど委員が言われた方のところに、ピンポイントで我々から依頼するというのはちょっと考えておりませんが、その中で公募委員の中でどういった方が実際に手を挙げてくるかっていうのは承知はしておりませんが、その中で、当然、そういう意見を持った方の参加というのは出てくる可能性もあるとは思いますが、ただ市の方からそういった方々をピンポイントで委員としてお願いするというようなそういう考えはございません。

佐藤（肇）委員長　　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（13：36）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（13：41）

佐藤（肇）委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。ほかにございませんか。

富永委員　　数字の確認なのですが、1 ページ目の3、賑わいの定義、目標値のところ、計画区域内の人口増減率マイナス6.4%（平成28年度から令和3年度）の5年間でマイナス6.4%なのか、5年間の中の毎年6.4%なのか、5年間で6.4%だと大分少ないと思いますがどうなのでしょう。

吉田産業経済部副部長　　こちらの数字が、今回、都市整備課が主体となって国に交付金申請の際に、こちらの都市再生整備計画を作成し、その中で定めている目標値をそのままこちらのワークショップ実施計画の目標値として掲載しております。この部分の数値について、都市整備課が承知していると思いますのでよろしくをお願いします。

斉藤都市整備課長　　この人口増減率ですが、5年間を通した数字でございます。

富永委員　　そうなんですね。5年間でのマイナスということは、1年間に1%程度ってことですよ。今現在、毎年550人ぐらい全体で減っているのです、そうすると十数%ですよ。

佐藤（肇）委員長　　1.2%

富永委員　　失礼しました。

佐藤（肇）委員長　　ほかにありませんか。

佐藤（達）委員　　ワークショップが5回にわたって開催されるということなんですけれども、その中で、それぞれのワークショップにおいて、どんな意見が交わされたというような、そのところを一般市民の皆さんに提供してもよろしいんじゃないかなという気がします。全部まとまってから、こうですっていう形で言うよりは、市民の方にとると、今どんな議論がされていて、結果的にこんな提言がされたってというような、そういうことが市民の方にしますと分かりやすいという気がします。例えば、SNS内で公開して、また市民もそれに対して何か意見も書き込めるような、そういった方式がいいんじゃないかなという気がしますがいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　ワークショップのその結果の部分については、当然、毎回実施するごとにその内容の報告は作成をいたします。それをどのように市民向けに周知していくかというところは、ちょっとまだ検討の余地があるかなと思います。今の中では、ホームページにおいて、当然結果の報告ですとか考えてはいるんですが、SNS等を活用した中での報告というのは、まだ考えていませんでしたので、どういう周知方法ができるかというのは引き続き考えたいと思っております。

佐藤（達）委員　できましたら、やっぱりその市民の方にしましても、SNSで書き込んで、こんな意見もあるっていうところを委員の皆さんに伝えて、また検討してもらおうということも有効かなという気がします。そういったところもぜひ検討していただきたいと思いますので、意見としてお願いしたいと思えます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませつか。

渡辺委員　今、佐藤委員から本当にいい提案があったと思ったので、可能かどうか確認です。例えば、今現在、ユーチューブ等でしたら同時配信できると思うんです。ライブ配信とか。議会の委員会とかは、会議録に残したり、いろいろなことがあるので、削除しなければいけない部分もあつたりして、同時配信というのはまだしておりませつか。でも、それを実施しているような自治体も現在あります。なかなか先に進めないところではございませつか、執行部としては、こういったワークショップ辺りから同時のライブ配信等で見れると、意見までは当然、そこでは言えない状態ですけれども、広く地域の皆さんが一緒になって、その状況を見れるというのは、とても有意義ではないかと思うんですけれども、そんなことは考えられないでしょうか。

吉田産業経済部副部長　このワークショップは、傍聴も含めてできますので、その中で興味がある方はぜひ会場に足を運んでいただければと考えています。ユーチューブのライブ配信については、現時点では考えておりませつか。

渡辺委員　946.76キロ平方メートルもある魚沼市でございませつか。そういうふうに言いますと、遠くから参加するのが難しい、ましてやこういったワークショップは、夜に開催だと思えます。ご高齢の方、小さいお子さんがいらっしゃる方、そういう方たちも傍聴で会場に行くのではなく、ご自宅から見れるというのは本当に意味のあることだと思えます。ぜひ御検討いただければと思えます。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないようですので、本件について本日は以上といたします。

・株式会社ユピオの解散について

佐藤（肇）委員長　続きまして、株式会社ユピオの解散についてを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長　それでは、株式会社ユピオの解散について、その後の経過等について説明をさせていただきます。この件につきましては、第2回定例会初日の補正予算の議

案の中におきまして、株式会社ユピオの解散の経緯と説明をさせていただいたところですが、改めて、こちらの解散の経緯等についてまとめましたので、説明をさせていただきます。(資料「株式会社ユピオの解散について」により説明)

佐藤(肇)委員長　それでは、これより質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

富永委員　3番の指定管理者撤退後の施設運営についてというところなんですけども、湯之谷市民センターで申込みをし、鍵を受け取り、利用して利用料金を支払う。その中に、週2回程度の勤務による雇用職員を1名雇い、清掃等の維持管理を行うということですが、その方を毎日雇用して、現地で申込み受付なり、貸出しをするということは考えなかったのか、できないのか聞かせてください。

吉田産業経済部副部長　実際に、今現時点でのその体育館を含めたその利用の実態を含めると、毎日多くの方が利用されているという状況ではございません。ですので、その中で常時そこに管理人を置いたとしても、それなりの利用実態がないことから、それであれば湯之谷市民サービスコーナーでの受付というところで、そこで鍵を受け渡し、それで利用していただくというやり方でいったほうが、より効率的だろうというようなことから、いろいろ利用実績等々を踏まえた中で、今回このような形態で運営していきたいという決断に至りました。

富永委員　温泉施設は、休止をしているということで開放していないということですので、例えば、奥只見とかどこかに行って帰った方が、小出方面でなく大湯方面に足を向けたときに、そこをちょっと利用したいといったときに、そこで受付ができなくて、そこから湯之谷市民サービスコーナーのある大沢まで戻ってということになると、それこそ利用者がなくなると思うんですけど、どうなんですか。一人ぐらい置いておいたほうが、利用者に対して親切ではないかと思うんですけども、どうなんですか。

吉田産業経済部副部長　先ほども申し上げましたが、1ページ目に利用者数、実際の利用者が出ております。当然、この中には一人が一回、申請一回が一人ということではなく、一回の申請で、例えば10人の場合もあれば、団体でもっと多い人数もありますので、それからすると、実際受付でのアリーナ利用ですとか、その辺の申請というのは本当に年間という件数的にはわずかでありまして。そのときに、常時そこに人を張り付けておく必要があるのか、当然、事前予約で利用があれば当然そのときある程度の配置というのも大きなイベント等がもしあれば考えられるかもしれませんが、常時の管理の中においてはやはりこれからすると、そこに置く必要性は少ないだろうと思います。必要性はないだろうという判断の中で、今回このような形で決断したところであります。ただ、実際の利用実態がこれからどうなのかというのは、これから市が直営した上で、その辺の利用実態をみた中で、また今後の方針というのは決めていく必要はあるというふうに考えておりますけれども、今現時点では、当面は、常時は管理人は置かずに、清掃とその日々の維持管理のためだけでやっていくというやり方で、当面はいきたいと考えております。

富永委員　当面は、その利用実態を把握するためというふうに述べましたけども、そうであればなおのこと毎日そこに置かないと利用実態を把握できないと思うんですよね。わざわざ

ざ大沢まで行ってということになると、電話だけで済むことじゃないので、それはどうなのかと思います。それと、レトロ館は、地域団体及び地域振興局で活用を検討しているため協議を継続すると記載していますが、市としてどんな方向性を考えているのかお聞きします。

鈴木観光課長　　今ほどの御質問の関係ですけれども、現時点で考えているところとしましては、公用財産の部分も長期の貸付けができるという法が改正されています。今後、振興局、関係している地域団体との意向を踏まえて、貸室というよりは、しっかりと今も委員の皆さん御承知のとおり環境も整備されておりますので、今後の活用方針を協議をした上で、一つの方向としては、長期貸付というような考え方があるのではないかと現時点では考えているところであります。

富永委員　　長期貸付については、こういった告知を考えていますか。

鈴木観光課長　　まずは、利用申請、貸付申請をいただくということなんですけれども、その告知という部分につきましては、その利用者向けの告知ということであるならば、今度はそこを借りている団体、それがどういう団体の名称でいくのかということもあるんですけれども、その団体において広報してもらい、あくまでも貸付けているだけですので、市としてレトロ館もありますよというような周知はしない考え方です。

富永委員　　前の一般質問でもしましたけれども、今年度はそういった形態でもって管理をしていると、その間に新たな指定管理者を募集するような準備はしないのでしょうか。

鈴木観光課長　　当然、今の形態が最終の形ではないと思っております。それは指定管理ということも当然頭に入れながら、ただ、今時点、ユピオという建物が奥レク公園内のほんの一部をお借りした施設になっています。その部分につきましては、大湯奥レク公園全体として方向性が出せないのかは県と協議をしながら、こういった形がいいのかは引き続き研究してまいりたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　　ほかにありませんか。ここでしばらくの間、休憩をいたします。

休　　憩（14：00）

再　　開（14：10）

佐藤（肇）委員長　　それでは、休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き、質疑をお願いします。

渡辺委員　　3番の指定管理者撤退後の説明について質疑させていただきます。今ほど富永委員からも質疑がございました。村の時代ではございますけれども、地域のにぎわいの創出の場所としてつくられた施設だというふうに思っております。今、観光課長から、公営施設であったとしても貸与が可能な形で法改正もされているということがございます。やり方はいろいろあるとは思いますが、レトロ館としての貸し出しだけではなく、例えばお土産物屋さんのお店ですとかそういった形でにぎわい創出という考え方もあるか

と思うんですけれども、そういった利用の方法というのは可能ですか。

鈴木観光課長　　今後は貸室ということで条例にもなっておりますので、それは可能だと考えております。当然そこでの収益の部分であるとか、使用料も有償ということになってきますが、そうは言ってもあくまでも会議室であったり和室だったり貸室としての機能は維持していきたいと考えていますので、それは可能だというふうに解釈できます。

渡辺委員　　貸室として多目的室ですとか会議室ですとかということを考えているのではなくて、1階のロビーの部分ですとかそういったところに幾つかのお店が出店をして、入ってきた人たちが立ち寄ることができるような形ですとか、そういった使い方もあるのではないかなと。また、やっぱり市だけではなくて湯之谷地域の皆さん、または大湯地域の皆さんとともに、にぎわいづくりという意味ではワークショップ等ができればいいと思います。今ワークショップを抱えているのに、もう一つワークショップしてくださいというわけにはいかないというのは重々承知ではありますが、少し規模が小さく、地域の組合の方たちにやりませんかとお声がけをしてその人たちからのいろいろな意見などをいただくというような形で、県のことも一緒になって考えていくような考え方というのではないのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　　市内の至るところでのにぎわいづくりという観点では、このユピオの設立当初の目的の中に大湯温泉エリアの玄関口という観光施設としての目的があったというのは承知をしております。大湯温泉の地域の方々がそこをどういうふうにやったらいいのかという主体的な取り組みという部分、こういうふうに使いたいというような提案がもしあれば今後の方向性、利用の方針というところは多分出てくるのかなというふうに思います。ですが、そういった声が上がっていない今この現時点において、市から直接働きかけというのは今のところ考えてなく、今後の利活用策をどうしようかというのをこれからまた引き続き研究していきたいというふうに考えております。

渡辺委員　　地元の方々の自主的な集まりの中でそういった事業提案ですとかが出てくれば、市としても一緒になって考えていくというふうに今お話を聞かせていただいたんですけれども、そのような受け止め方でよろしいですか。

吉田産業経済部副部長　　委員、お見込みのとおりでございます。

渡辺委員　　そういう形で地域の方々から声が上がってくることを私も願っておりますし、今ほどの説明ですとずっとこのままの施設運営の形で行くわけではないというお話でございました。地域から要望なり、またいろんな方々から御意見をいただくような場所が、もし設置されて要望が上がってきたときには検討いただければと思います。

高野委員　　4、その他の前に、無人化に伴う電気工事を予定ということになってはいますが、具体的にどういう形になるんですか。

鈴木観光課長　　現在のユピオの施設が無人を想定していない当初からの建設設計になっておりまして、今後8月1日からは利用者が鍵を借りて玄関の鍵を開けて入っていくという形になるんですけれども、玄関に実際に電気をつけるスイッチ等はございません。中にある事務室で外の電気とかをつけるような設計になっております。ですので、例えば入り口に人感センサーの電気をつけるとか、そういったちょっと電気工事をさせていただければと

いうことで記載をさせてもらった内容になります。

佐藤（達）委員　このユピオは奥只見レク都市公園の中にありますが、この公園は清掃事業者や緑化関係の事業者が定期的に整備をされています。公園自体がきれいに整備されている中で一番の中核となるべき建物の運営が滞っているという状態かと思うので、これを少しでもこれからまた再活用していくような方向にもっていかねばならないのではないかと。鍵を借りるにしましても、大沢のサービスコーナーに行って借りなきゃならないというのは大変なので、清掃の方がおられるということでしたら、そちらに鍵の貸出をすれば、そういった方法はできないのか。申し込みはサービスコーナーで受けて、ユピオに行きすぐ使えるというような対応というのにも必要なんじゃないかなという気がしますけれども、いかがでしょう。

鈴木観光課長　今ほど佐藤委員がおっしゃったやり方も検討はしました。実際に利用においては、全てとは言いませんけれども通常は使用料が発生する形がございます。その料金の収受等も含めまして、今時点、毎日職員を置く形ではございませんので、料金の収受も含めてサービスコーナーの一括管理で当面は進めさせていただきたいという方針であります。今後、先ほどもお話のありましたように地域から本当に活性化したいというような声が上がってきたり、もしくは今の利用では不具合があるというような声が大きくなってくれば、またその対応は検討させていただきたいと思っておりますが、8月1日からはこの形でもって進めさせていただければと考えております。

佐藤（達）委員　地元の方からそういった声が上がるとというのが本当に一番望ましいことなんでしょうけれども、市としても、できるだけ再開・活性化というか希望する利用が増えるというような方向で取り組んでいただきたいと思います。ただ単に湯之谷地域からの出方を待つより、市でもいろいろと地域振興を考えて知恵を出し合ってやっていくようなことを考えていかれたらどうかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　こちらの利活用については、これが最終形という形ではなく、当面まずこの形態で動き出す。その中で、いろいろ地域の動きですとか利用実態等を踏まえ、今後の施設運営的な部分でどういったやり方がいいのかというのはこれからまだ引き続き大きな課題ですし、市も研究しながらやっていきたいというふうに考えております。当面はこの形でまずはスタートしていきたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにないでしょうか。（なし）それでは、本件については以上といたします。

・市内スキー場の存続方針に向けた経過等の報告について

佐藤（肇）委員長　次に、市内スキー場の存続方針に向けた経過等の報告についてを議題といたします。資料がありますので、執行部から説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長　（資料「市内スキー場の存続方針に向けた経過等の報告について」により説明）

佐藤（肇）委員長　それでは、これより質疑を受けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。

富永委員　3スキー場を経営する1つの組織を作るということで協議検討していると思うんですけども、その3スキー場とも前向きにみんなで力を合わせて1つになろうという方向性は感じられますか。

吉田産業経済部副部長　今まで議論する中で、各スキー場それぞれの思いですとか、今現時点での不安な部分というのは正直ございます。ただ、3つのスキー場それぞれ話し合う中で、これから3つのスキー場が生き残っていくためにも組織の一本化、一体化に向けてどういうふうにしていくか。当然、形態はいろいろありますので、そこに向けてどう動いていくか。あと、将来的にスキー場を残すために今ある3つのスキー場が事業者として何をどういうふうにしてやっていかなければならないのかという部分も、今は共通認識を持って進んでおります。一本化に向けてまだまだ順調ということではなく、議論の中で課題だったりいろいろな部分は当然出てくるかと思えますけれども、現時点においてはその統合化に向けて3つの事業者が動いているというところは間違いないというふうに認識しています。

富永委員　そうすると、3スキー場の事業者とも方向性が一つで進んでいるというふうに理解してよろしいんですね。

吉田産業経済部副部長　そのように認識しております。

富永委員　今ほど、薬師スキー場のリフト架け替えの工事が順調に進んでいるというふうなことでしたが、聞くところによりますとなかなか進展してないというようなことも聞いています。計画に沿ったとおりに進んでいるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　工程どおりに進んでおります。確かにスキー場の現場で基礎工事が進んでいるところはありますけれども、まだ部材は駐車場のところに置いてあったりとかという中で進展していないように感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、現時点では工程どおりに進んでおりますので、予定どおりというふうに考えています。

佐藤（達）委員　（6）の第5回の協議会で、中小企業診断士さんから経営診断結果についての情報提供があったということなんですけれども、大ざっぱに結構ですけども、どんな状況だと見ておられるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　経営診断の結果は、それぞれ事業者の財務を含めた公表できないような部分がございますので、ここの中では答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

佐藤（達）委員　次の第6回の中で、先ほどお話がありましたようにいろいろ課題・問題点があっても協議をしていると思えますけれども、今後の方向性について何かそのほかありましたら教えていただけますでしょうか。

鈴木観光課長　経営診断の部分は今ほどの副部長の回答とおりでありますが、その際には診断士からもヒアリングの中で、各スキー場における強みや弱みという部分も聞き取りをしております。それは施設的な部分であったり、関係する団体とのコネクションの部分も含めて聞き取りをしています。そういったものをほかのスキー場で連携できるのかというような、

現状も踏まえた今後の方向性に生かせる部分というのを第6回の時に共有をしておるところでございます。今後、それがこのシーズン、もしくは来シーズンに向けた営業活動につながればということで動いております。実際に3スキー場、あと奥只見丸山スキー場も一緒になって新潟市、三条市などでも営業をしたりというような動きにつながっていることも実態としてはございます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。

渡辺委員　（10）の第8回の協議会の中で、今後の予定として10月14日に自主的だとは思いますが、今でもこのフォーラムを開催するという動きが出てきて、地域の皆さん方に自分たちの立ち位置でしょうかね、そういったものを広報していくような場所になるのではないかなと思っています。実際にこのフォーラムは、今私が思っているようなフォーラムになりそうなのでしょうか。どんなふうに聞いていますか。

鈴木観光課長　現時点で聞いている内容としましては、お配りした資料のとおりスキー文化、雪国文化の大切さというところを、きっちり市民の皆さんにお伝えをしたいというふうに聞いています。その際、基調講演的なものも行う。それが終わった後に、スキー場に関わる皆さんでのパネルディスカッションを行って、合わせまして現在協議を重ねているこの組織編制協議会の進捗だったりこういった内容で検討しているというような報告を行うと聞いておるところでございます。

渡辺委員　今お聞かせいただいてイメージできました。また私たちも傍聴なり参加なりさせていただきたいというふうに思いました。

これを市から伝えられるかどうかというのは難しいかもしれませんが、前々から魚沼市のスキー文化という意味では、スキー授業を年間に2回だとか3回だというような学校対応では、とても子どもたちにスキー文化を伝えていけないというふうに前々から思っています。何とかならないのでしょうかというお話をすると、教育委員会としても、また市長としてもそれを望んでいるけれども、校長会ですとかそういうところではなかなか難しいというような答弁が返ってきております。市あるいは市教育委員会と校長会というような枠組みの中では、なかなか本音をお話しできる場所はないと思いますけれども、私は今回のこのフォーラムのようにスキー事業者が校長会の方々とか学校関係の方々とそれをするにはどういったネックがあるのか。あるいは、どうしたら以前のように週1回くらいのスキー授業ができるか。そういう話し合いができる場所というのは、つくってはいけないものなのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　私からも、なかなかしづらい部分でもあるのですが、今言ったスキー文化というところで、やはりスキー授業を踏まえた中でのスキーをやる環境だったり文化、それが郷土愛の醸成という部分にもつながってくることは事実であります。こういった形で協力体制を築けるのかというところは、市をはじめ恐らく教育委員会と共有をしたいと思います。その部分は引き続きこれからしっかり勉強する中でどこまでできるかというのが今後の課題になろうかと考えています。

渡辺委員　ぜひそこは、やはり事業者も含めて教育委員会なり校長会と協議をしていけるよ

うな体制というのも必要ではないかと思しますので、その辺りも今後の検討課題としていただければと思います。

佐藤（達）委員　これから第9回のスキー場の組織編制協議会が6月29日に予定されております。テーマとしましては法人格も含めた組織案及び計画目標設定ということですが、もしできましたら傍聴をさせていただけるとありがたいなと思うんですがいかがでしょうか。

鈴木観光課長　ぜひ来ていただければと思います。すみません、回数は忘れたんですが多くの議員の皆さんからも傍聴いただきましたけれど、来ていただくことは構いませんので御都合がつけば来ていただければと思っています。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

ほかに執行部から報告等がありますか。（なし）委員の皆様から産業経済部関係でなにかございませんか。（なし）ないようですので、その他については以上といたします。

ここで執行部からは退席いただきたいと思ひます。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（14：36）

（産業経済部　退席）

再　　開（14：38）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（12）所管事務調査

・第6期産業厚生委員会の課題について

佐藤（肇）委員長　日程を戻りまして、日程第12、所管事務調査についてを議題といたします。まず、第6期産業厚生委員会の課題についてを議題といたします。前回の委員会で皆様方から協議していただいた結果を資料のとおりまとめております。このとおり、次期委員会に申し送ることとしたいと思います。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

佐藤（肇）委員長　次に、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。産業厚生委員会の所管とされるのは21番から33番までとなっています。事前に委員長、副委員長、事務局において協議をさせていただき、取扱い案としてその他の欄に記入をさせていただいております。Aについては委員会で取り組むもの。Bについては意見として聞きおくもの。Cについては回答済み。※印については執行部に意見として報告したいと思います。このことについて協議をしたいと思ひます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (14 : 39)

再 開 (14 : 40)

佐藤（肇）委員長　それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま報告をさせていただいたとおり、21番から33番までの市民の声を聞く会での意見・要望事項については、記載のとおりのお取り扱いにさせていただきたいと思います。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

日程第12、所管事務調査については以上となります。皆さんから何かほかにございましたらお願いします。（なし）ないようでしたら、私から一言申し上げます。この第6期の委員会は、本日が最後の委員会であります。本当に長い間、そして当初から多忙の委員会でした。委員の皆さん方から御協力をいただき何とか務めさせていただくことができました。ありがとうございました。また、今後の委員会に引き継ぐ課題等もたくさんございますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、会議録の調整については委員長に一任をお願いします。これで本日の委員会は閉会といたします。

閉 会 (14 : 42)